
「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

日証協 平成 21 年 7 月 14 日

本協会では、本年7月14日の自主規制会議において、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を一部改正した。

平成20年7月に(株)アーバンコーポレイションが発行した転換社債型新株予約権付社債券(以下、「CB等」という。)を巡るBNPパリバ証券会社東京支店の契約等行為のあり方に関しては、CB等と関連したスワップ取引の存在が開示されていなかったことが、発行会社の資金調達に関する投資者の理解を誤らせたのではないかと、また、一連の取引等が本規則で規制対象としているMSCB等に類似したものではないか等の批判や指摘が各方面でなされたところである。

本協会では、平成21年2月に行動規範委員会の本件事案に係る審議結果を受け、一連の対応を講ずることとしたところであり、自主規制会議に対しては、当該委員会から本規則等のあり方に関して検討等の要請が行われたところである。

それを受け、実務者をメンバーとした「MSCBの取扱いに関する分科会」において検討を行ったところ、将来の新たな商品スキームを予見することは困難であることから、MSCB等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしMSCB等と同等な効果が生じる場合には本規則を適用することとし、不適切な資金調達スキームを幅広く排除(牽制)するための規定を新設することとなったことから、今般、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部について改正を行った。

本規則改正は、平成21年7月14日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 7 月 14 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

平成 20 年 7 月に(株)アーバンコーポレーションが発行した転換社債型新株予約権付社債券(以下、「CB等」という。)を巡るBNPパリバ証券会社東京支店の契約等行為のあり方に関しては、CB等と関連したスワップ取引の存在が開示されていなかったことが、発行会社の資金調達に関する投資者の理解を誤らせたのではないかと、また、一連の取引等が本規則で規制対象としているMSCB等に類似したものではないか等の批判や指摘が各方面でなされたところである。

本協会では、平成 21 年 2 月に行動規範委員会の本件事案に係る審議結果を受け、一連の対応を講ずることとした()ところであり、自主規制会議に対しては、当該委員会から本規則等のあり方に関して検討等の要請が行われたところである。

それを受け、実務者をメンバーとした「MSCBの取扱いに関する分科会」において検討を行ったところ、将来の新たな商品スキームを予見することは困難であることから、MSCB等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしMSCB等と同等な効果が生じる場合には本規則を適用することとし、不適切な資金調達スキームを幅広く排除(牽制)するための規定を新設することとした。

()平成 21 年 2 月 行動規範委員会下部機関である「アーバンコーポレーション転換社債契約等を巡る事案に関する小委員会」報告書参照。

・改正の骨子

会員が上場有価証券の発行会社が発行する第 2 条第 1 号イからニに掲げる有価証券の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する規定を新設する。(第 13 条第 1 項)

規則第 13 条第 1 項の適用を行った場合には、第 5 条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び第 13 条第 1 項の適用を受けることとなる当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容を追加する規定を新設する。(第 13 条第 2 項)

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、同日以後、発行に係る取締役会決議又は株主総会の特別決議が行われた C B 等から適用する。

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 7 月 14 日
(下線部分変更)

新	旧
<p align="center">(MSCB等以外への適用)</p> <p>第 13 条 <u>会員が上場有価証券の発行会社が発行する第 2 条第 1 号イからニに掲げる有価証券(以下「CB等」という。)の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>2 <u>会員は、前項の規定によりこの規則の適用を行った場合には、第 5 条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。</u></p> <p align="center">(この規則の適用除外)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、同日以後、発行に係る取締役会決議又は株主総会の特別決議が行われたCB等から適用する。</p>	<p align="center">(新 設)</p> <p align="center">(この規則の適用除外)</p> <p>第 13 条 (省 略)</p>

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 21 年 7 月 14 日
日本証券業協会

本協会では、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正（案）について、平成 21 年 6 月 10 日から 7 月 1 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（3社、計3件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考え方
1	規則 第 5 条	今回の改正案には入っていないが、本条において「重要なスワップ契約」の開示を要請することについての手当てが必要ではないか。	ご指摘のとおり、「重要なスワップ契約」の開示の要請は、今回の規則改正の目的及び趣旨に照らして、大変重要であると考えております。 ご指摘を踏まえ、今回の改正の趣旨を明確化するため、規定を修正いたします。
2	規則 第 13 条	CB等の発行に際し、払込日に関わらず、CB等を対象とした信用リスクに関する取引（CBアセットスワップ取引（CBをクレジット投資家等に売却した上で当該CBのコールオプションを取得することにより、実質的にCBの信用リスクをクレジット投資家等に移転する取引を想定したものであり、デリバティブ取引そのものにはCBの転換価額等に関する内容は含まれません。）、クレジットデフォルトスワップ取引（一定の信用事由発生時において、プロテクションの売手が買手に対し、想定元本分の財産を交付する取引を想定したものであり、	規則上、CB等の発行に際し行われるデリバティブ取引その他の取引について、CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第2条第1号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用することとなります。 したがって、ご質問いただきましたようなCBアセットスワップ取引及びクレジットデフォルトスワップ取引等について、その契約内容自体にCB等の発行条件等に

項番	該当条文	コメント	考え方
		<p>デリバティブ取引そのものにはC Bの転換価額等に関する内容は含まれません。)等の契約が締結される場合には、今回新設される規則第13条の適用を受けることになりますか。</p>	<p>関する内容が用いられておらず、C B等と密接不可分の関係でない場合には、規則第13条の適用は受けないものと考えられます。</p> <p>いずれにしましても、M S C B等がそもそも規制される趣旨(株主権利の毀損)等を十分勘案の上、判断いただくことが必要であることを申し添えます。</p>
3	規則第13条	<p>通常のC Bを買い受けた会員が、発行会社と関係のない第三者とデリバティブ契約を結び、結果としてそれがM S C Bと同等のものとなった場合において、今回の規制の対象となるかどうかについて、明確にしてください。</p>	<p>本規則の適用については、項番2の考え方で示したとおりです。</p> <p>したがって、デリバティブ取引の契約締結のタイミングやデリバティブ取引を行う者との関係の有無にかかわらず、実態に照らしM S C B等とみなされるかどうか判断することとなります。</p> <p>いずれにしましても、M S C B等がそもそも規制される趣旨(株主権利の毀損)等を十分勘案の上、判断いただくことが必要であることを申し添えます。</p>

以上